

報告第2号

専決処分の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定に基づき、損害賠償の額を次のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により、これを報告する。

平成31年2月13日提出

亀岡市長 桂川孝裕

専決第1号

専 決 処 分 書

損害賠償額の決定について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、次のとおり専決処分する。

平成31年1月21日

亀岡市長 桂 川 孝 裕

## 損害賠償額の決定について

市は、道路管理の瑕疵による事故の損害賠償の額を下記のとおり決定する。

平成31年1月21日専決

亀岡市長 桂川孝裕

### 記

- 1 損害賠償の額 3,320円
- 2 損害賠償の相手方 亀岡市在住 61歳男性
- 3 事故の概要

平成30年12月21日午後9時30分頃、亀岡市篠町浄法寺地内の市道つつじヶ丘56号線を走行していた相手方車両が、歩道から車道側へ傾いていた街路樹の支柱に接触し、車両の左側ドアミラーが損傷した。

## 損害賠償額の決定について

- 1 損害賠償の額 3, 320円
- 2 損害賠償の相手方 亀岡市在住 61歳男性
- 3 事故の概要

平成30年12月21日午後9時30分頃、亀岡市篠町浄法寺地内の市道つつじヶ丘56号線を走行していた相手方車両が、歩道から車道側へ傾いていた街路樹の支柱に接触し、車両の左側ドアミラーが損傷した。